

# 放課後児童クラブ(学童クラブ)の 利用料を一部助成します！

子育てするなら  
益子町

益子町では、令和4年4月から  
放課後児童クラブを利用している児童の世帯の  
経済的負担を軽減することを目的に、利用料の  
一部助成を行います。



## 【助成の対象者】

益子町に住所があり、町内の放課後児童クラブ(学童保育含む)を利用  
している児童の保護者

## 【助成金の額】

放課後児童クラブ利用児童1人につき、支払った「月額利用料」ひと月  
あたり2,000円

.....

※スポット利用は対象外です(合計が月額を超えても不可)

## 【申請・請求】

申請書(兼請求書)を福祉子育て課に提出してください。学童クラブ  
でとりまとめて提出でも結構です。利用後、半年ごとに、領収書また  
は施設の証明を添付して請求してください。(助成金は口座に振り込みま  
す)

申請書は、学童クラブ、福祉子育て課窓口、または町ホームページか  
らのダウンロードすることもできます。

## 【申請期限】

4月～9月分はR6.10月31日(木)

10月～3月分はR7.4月18日(金) ※期限を過ぎると申請できません。



お問い合わせ：福祉子育て課 子育て支援係 TEL 72-8865